



## 開かれた市政を目指して 4月1日公文書公開制度がスタート



「校庭のけやきの木」和田夕紀君撮影 都市景観写真コンテスト入選作品

### 市民参加

今、小田原市では、来る二十一世紀への飛躍に向けて、「歴史と文化の香る都市」をキャッチフレーズにいろいろな施策を進めています。  
希望と活気に満ちた「歴史と文化の香る都市」は、市民みなさんのご協力を得て初めて実現するものです。市民みなさん一人ひとりに、ふるさと「おだわら」づくりに積極的に参加していただかなければなりません。

### 開かれた市政

これまで市は、広報おだわら、市勢要覧、市民ガイドブックなどにより、いろいろな機会にさまざまな情報を提供してきました。しかし、それは、市の選択した特定の情報の提供という点で、必ずしも十分なものではありませんでした。市民参加を促進し、市民のみなさんにとって、市政をより一層開かれたものにするためには、更に、市の持っている公文書を、市民のみなさんの求めに応じて、公開することが必要であると考えます。

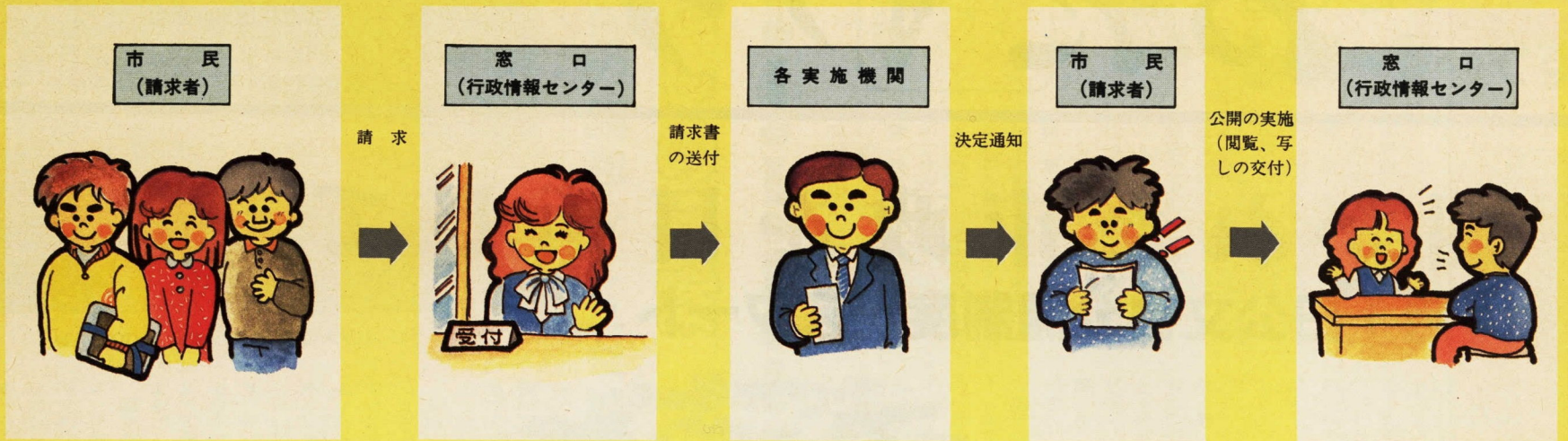
### 公文書公開制度

来る四月から実施することになりました公文書公開制度は、市民のみなさんに、市の公文書の公開を求めることを権利として保障しようとするものです。  
この制度を市民のみなさんが活用することにより、市が今どんな仕事をしているのか、どんな仕事をしようとしているのか、今まで以上に知ることができるようになります。

### 二十一世紀への飛躍

この制度による豊富な情報は、私たちのまち小田原を、二十一世紀に向け、すばらしいものにしていくものと信じております。

# 請求から公開までの手続



この制度により公開請求ができるのは、次の方々です。

- ① 市内に住所のある方
- ② 市内に事務所・事業所を持っている方
- ③ 市内に通勤・通学している方
- ④ 本市に市税を納めている方
- ⑤ 本市の行政に利害関係のある方

市長部局、教育委員会などの行政委員会・委員と議会の市のすべての機関で実施します。



行政情報センター (市役所 4階)

## 他の制度との関係

**他の閲覧制度などとの関係は?**  
 住民基本台帳などのように他の法令などで閲覧・謄抄本の交付等の手続が決められているものについては、それらの制度を利用していただくこととなります。また、図書館などの施設で閲覧や貸出しの対象となっている図書などについても、この制度の適用はありません。

## 制度の概要

**公文書公開制度とは?**  
 公文書公開制度は、市民参加による一層開かれた市政を実現することが、市政に対する市民のみさんの理解を深め、市政への参加を促すことになるとの考えの下に、市民のみさんからの請求に応じて、市政情報を提供することを行政機関に義務付ける制度です。  
 市民のみさんは、公開を請求して、公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることにより、必要な情報を得ることができます。

# 公文書公開 Q & A

## 適用除外事項

- 請求しても公開されない公文書は?**  
 公文書公開制度は、公開を原則としますが、個人のプライバシーなどを保護し、市の行政の円滑な執行を図るため、公開することができないものもあります。公開しないことができる情報には、次のようなものがあります。
- ① 個人に関する情報
  - ② 公開すると、法人などの団体や事業を営む個人などに明らかに不利益を与えると考えられる事業活動に関する情報
  - ③ 公開すると、国などの協力関係を著しく損なったり、市の内部の検討などに著しい支障が出たり、市の事務事業の公正・円滑な実施を著しく困難にしたりするおそれのあるもの
  - ④ 公開すると、市民生活に著しい支障が出ると思われる情報
  - ⑤ 法令の規定により公開することができない情報

## 対象情報

**公開請求の対象となる公文書は?**  
 市の職員が職務に関して作成したか、又は得た公文書で、市内部の処理手続が終了したもの(文書・図画・マイクロフィルム)が公開請求の対象となります。



集中書庫

## 公開審査会

**公文書公開審査会とは?**  
 公文書公開審査会は、学識経験者の方々が構成され、独自に、非公開の決定の適否について検討し、その結果を答申するほか、公文書公開制度の在り方についての審議も行います。

## 異議申立て

**公開請求をしたが、公開されなかったときは?**  
 請求のあった公文書が適用除外事項に該当し、公開できないと決定したときは、その理由を通知しますが、これに不服のある方は、決定を知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。この異議申立てがあったときは、「小田原市公文書公開審査会」に諮られ、この審査会の意見を聴いて、異議申立てに対する決定をします。

## 費用負担

- 公開に関する費用の負担は?**
- ① 手数料  
 市民の方や市税を納めている方については無料ですが、これらの方以外については二百円の手数料が必要です。
  - ② コピー代等の実費  
 写しの交付にはコピー代の、また、写しの郵送にはコピー代と郵送料の負担が必要です。